

共通義務確認訴訟の確定判決の内容

閲覧書類 3

出願年度	出願した試験の種別	今回の手続に参加できる対象消費者	
平成29年度	医学部一般A方式	女性・浪人生	平成29年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者
	医学部一般B方式		
	医学部センター独自併用	女性	
	医学部センター利用		
平成30年度	医学部一般A方式	女性・浪人生	平成30年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者
	医学部一般B方式		
	医学部センター独自併用	女性	
	医学部センター利用		

入学検定料・送金手数料・郵送料
特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用

受験に要した旅費宿泊費

1. 訴訟要件

共通性の要件

満たしている。

共通性の要件

満たしている。

支配性の要件

いずれも定型的な費用であり、書証による審理が容易である。不法行為と各損害項目との間の相当因果関係の有無についても、簡易確定手続において適切かつ迅速に判断することが困難とは認められず、支配性に欠けるところはない。

支配性の要件

運賃及び宿泊料の設定には個別性の高いものが含まれ一般的な資料による立証にも限界がある。また、対象消費者の住居地や交通事情で、旅費・宿泊費の支出につき相当因果関係の有無が左右され得る。

個々の消費者の個別の事情に相当程度立ち入って審理せざるを得ず、簡易確定手続において内容を適切かつ迅速に判断することは困難であり、支配性が認められない。

2. 判定基準の事前開示義務

本件試験において本件判定基準を用いたことは、社会通念上相当とは認められない差別的な取扱いであり、「公正かつ妥当な方法による入学者の選抜」とは認められないと評価すべきであるから、被告に与えられた裁量を考慮したとしても、被告は、本件試験の募集に際し、対象消費者に対し、学生募集要項やアドミッション・ポリシー等により、性別及び浪人年数を基準とした不利益な取扱いを内容とする本件判定基準を用いることを事前に明らかにすべき信義則上の義務を負っていたものというべきであり、被告が、かかる義務に違反して、事前に明らかにすることなく、本件判定基準を用いて本件試験を実施したことは、対象消費者の法律上保護される利益を侵害するものとして、対象消費者に対する関係で不法行為を構成するものと認められる。

被告は、本件試験において本件判定基準を用いたことが合理的な理由に基づく取扱いであり、違法なものではないと主張するが、性別及び浪人年数を基準として不利益な取扱いをすることについて合理的な理由があるとは認められない。

3. 損害及び因果関係

本件判定基準が事前に明らかにされていれば、一般的に、対象消費者は本件試験に出願しなかったといえる関係があるものと認めることが相当であり、入学検定料等相当額は本件判定基準を事前に明らかにすべき義務の違反により生じた損害であると認められる。

特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用も、弁護士費用と同様に、本件判定基準を事前に明らかにすべき義務違反と相当因果関係のある範囲で損害と認められる。

請求認容
(順天堂大学は損害賠償義務がある)

訴え却下
(今回の手続では請求不可)

判決の主文

1 被告が、別紙対象消費者目録1から4までの対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の請求に係る金銭の支払義務を負うことを確認する。

(1) 入学検定料、送金手数料及び郵送料並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額についての不法行為に基づく損害賠償の請求

(2) 前記(1)の請求に係る金員に対する別紙対象消費者目録記載1及び2の対象消費者については平成30年1月11日から、同目録記載3及び4の対象消費者については平成29年1月12日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の請求

2 原告のその余の請求(受験に要した旅費宿泊費に相当する額の請求に係る金銭の支払義務を負うべきことの確認を求める請求)に係る訴えを却下する。

3 訴訟費用は、これを4分し、その1を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

別紙対象消費者目録

1 平成30年度の医学部一般A方式の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生である消費者であって、平成30年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者

2 平成30年度の以下の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性である消費者であって、平成30年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者

ア 平成30年度の医学部の一般B方式による入学試験

イ 平成30年度の医学部のセンター独自併用による入学試験

ウ 平成30年度の医学部のセンター利用による入学試験

3 平成29年度の医学部一般A方式の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生である消費者であって、平成29年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者

4 平成29年度の以下の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性である消費者であって、平成29年4月末日までに、二次試験で合格の判定を受けなかった者

ア 平成29年度の医学部の一般B方式による入学試験

イ 平成29年度の医学部のセンター独自併用による入学試験

ウ 平成29年度の医学部のセンター利用による入学試験